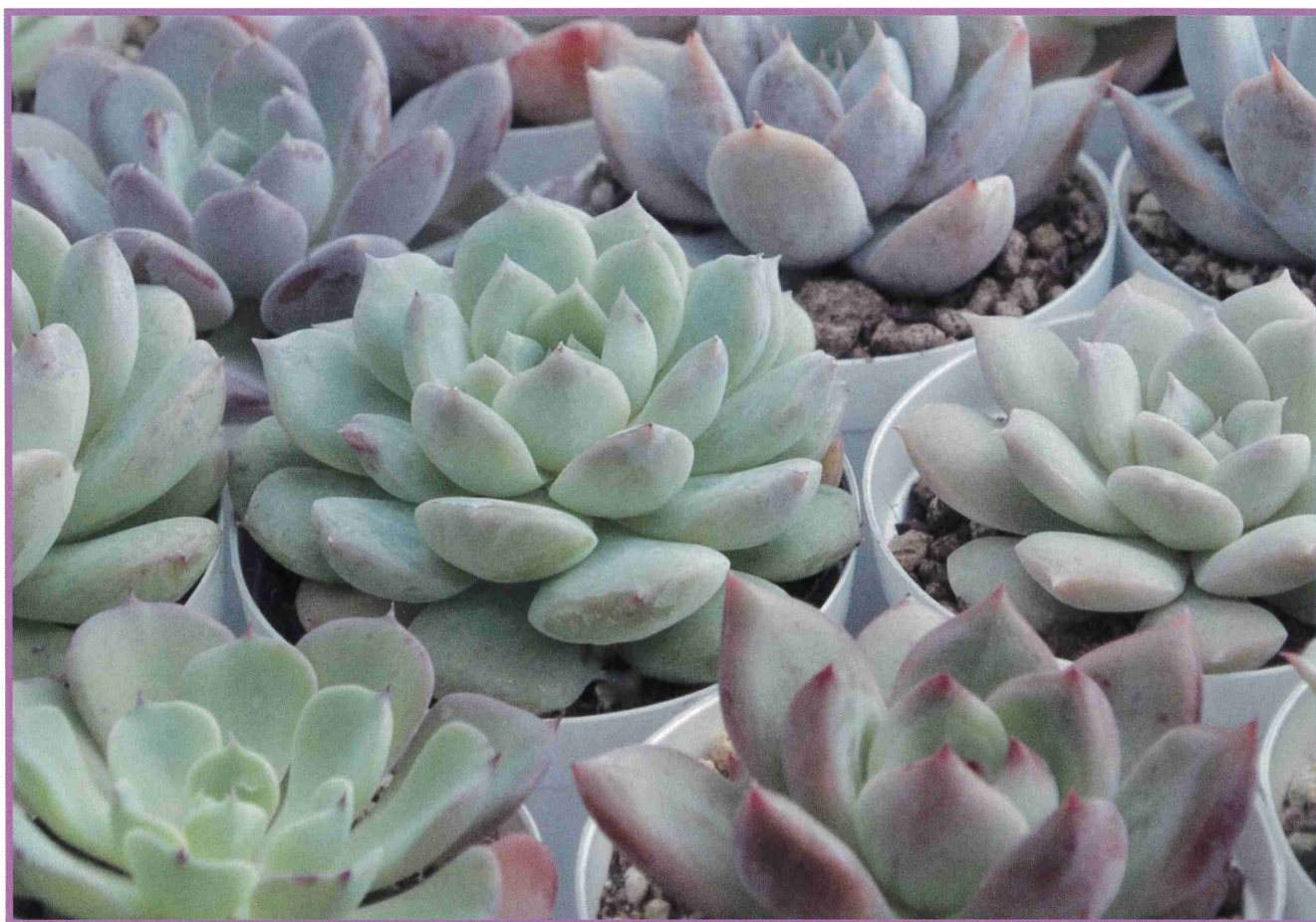


させぼ 農業委員会だより

No.28 2026年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111
佐世保市ホームページ：http://www.city.sasebo.lg.jp/



写真／多肉植物（瀬道町）

主 な 内 容

- ◎新年のごあいさつ
- ◎農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集
- ◎市長への意見及び回答
- ◎農家紹介
- ◎農業者年金
- ◎農地に関する手続き



★佐世保市農業委員会ホームページをご覧になりませんか。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/jigyosha/noringyo/inkai/index.html>

佐世保市農業委員会

検索

農業委員会では下記の内容等をホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

- ▶農業委員会の目標と推進状況
- ▶農業委員会総会、議事録
- ▶農業委員会の概要
- ▶各種申請、届出様式
- ▶具体的な事業紹介（農地の賃借料情報等）
- ▶農業委員会のお知らせ（過去の農業委員会だより等）



新年のごあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 赤木 行秀



新年あけましておめでとうございます。

農家の皆様におかれましては、ご家族お揃いで新春をお迎えのことと衷心よりお喜び申し上げます。

近年、地球温暖化の影響による猛暑や線状降水帯の発生などの気候変動により、農作物の収量や品質の低下が引

年頭のごあいさつ

佐世保市長 宮島 大典



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい令和8年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

農業委員会の皆様には、農地等の利用最適化推進をはじめ、本市の農業振興にご尽力いただいておりますことにお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、我が国では世界に類を見ない急速な人口減少・少

き起こされています。本市においても猛暑日が常態化してきているなど、農林水産業従事者の皆様におかれましては、厳しい環境の中、安定した食料供給のため日々ご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和6年に農政の憲法といわれる『食料・農業・農村基本法』が四半世紀ぶりに改正され、昨年4月には改正後初の『食料・農業・農村基本計画』が策定されました。今後、計画に掲げられた施策の方向性が具体化することにより、改正法の基本理念である「食料安全保障の確保」「環境と調和のとれた食料システムの確立」「多面的機

能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」が実現することを期待しているところです。

また、10年後の農地利用の将来像となる地域計画が昨年3月に策定されたことを受け、農業委員会としては、市や農地中間管理機構などの関係機関等と連携しながら農地の集積・集約化による地域計画の実現に向けた取り組みを行うとともに、地域計画の自身についても完成度を高めること（ブラッシュアップ）が必要となつてまいりますので、農家の皆様におかれましては引き続きご協力をお願いいたします。私も第25期農業委員会の任期も今

生産コスト上昇への対応などが今後期待されるところです。

また、第7次佐世保市総合計画後期基本計画に掲げている「農林水産施策」では、地域の特徴を生かした「産品」と元気な「担い手」の育成による農林水産業の活性化を推進するべく、西海みかんや長崎和牛に続く新たな特産品の創出、スマート農業の推進や産品の高品質化を図っております。さらに、新規就農者及び農業参入企業に対する本市独自の支援を行い、農業の担い手の確保に努めていくなど、様々な取組の推進に加え、物価高騰対策として生活者・事業者支援について、引き続き対策を講じてまいります。

さて、令和8年度は、市長任期4年

年7月までとなります。市や関係機関等と連携しながら、「担い手への農地の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」を主な役割とする『農地等の利用の最適化の推進』に重点を置くとともに、農地法等の法令に基づく事務など本市の農業振興の発展のため力を尽くしてまいりますので、引き続き地域の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様にとりまして、今年が幸多き年でありますことを心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

目に当たります。市を預かる私の責務は、佐世保の将来を見据え、「いま私たちにできることは何なのか」、また、「いま私たちがすべきことは何なのか」を常に考え、一つひとつ丁寧に課題を解決し、市民の幸せを創造していくことです。そのために、「市民の皆様との対話」を大切に、市民の皆様の声をしつかりと聞きながら、新しい時代にふさわしいまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様にとりまして、本年が素晴らしい1年となりますよう、心から祈念申し上げ、新年のご挨拶いたします。



農業者年金に加入しませんか？

～ しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？

☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

一人ひとりの農業者を応援する「**農業者年金**」に加入しましょう!!

安心して入れるメリットの大きい年金です!!

- ◎ 少子高齢化時代を先取りした積立方式の年金です。
- ◎ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。
- ◎ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- ◎ 終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります
- ◎ 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

お問い合わせは、農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へお気軽に。
農業者年金を詳しく知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。

【農業者年金基金ホームページ → <https://www.nounen.go.jp/>】

若いうちはコツコツと、年を取ってからでも遅くない
いつからでも始められる農業者年金です。
女性の加入者が増えています。



農業者年金受給者協議会に加入しませんか？

させば農業者年金受給者協議会会長 八並 秀敏さん

農業者年金受給者協議会をみなさんご存じでしょうか。県内に16の協議会があり、会員は約1,750人で、内させばの会員数は145人です。

年金の安定受給や受給者同士の仲間作りを目的として、様々な活動をしています。それだけではなく、将来にわたり受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。

農業者年金受給者協議会は、①自分たちの制度である「農業者年金制度」を守り育てる運動②地域農業の担い手のための「担い手育成・支援運動」③受給者組織の「新しい仲間づくり運動」の3つの運動を柱として活動をしています。

ご存じのとおり農業者年金は公的年金制度です。そのため農業者年金基金の事務経費は国費負担となっており、受給する年金も公的



JAながさき西海 総務人事課
☎ 0956-64-3141

【お問い合わせ先】

させば農業者年金受給者協議会事務局・北松地区農業者年金受給者協議会事務局

農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員を募集します！

現在の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員が令和8年7月19日をもって任期満了となるため、次期委員を募集します。農業に精通した方ならどなたでも、自薦、他薦により応募をすることができます。

1 応募資格

(1) 農業委員会の委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進その他の農業委員会の所掌に関しその職務を適切に行うことができる者

(2) 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる者

※ただし、次のいずれかに該当する者は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員となることができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・佐世保市暴力団排除条例 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

2 募集人数

(1) 農業委員会の委員 19人 (2) 農地利用最適化推進委員 18人

【農地利用最適化推進委員が担当する区域割】 各地区1名

1. 針尾地区、2. 江上地区、3. 宮地区、4. 三川内地区、5. 早岐地区、6. 日宇地区、7. 佐世保地区、8. 柚木地区、9. 大野地区、10. 皆瀬地区、11. 中里地区、12. 相浦・九十九地区、13. 吉井地区、14. 世知原地区、15. 宇久地区、16. 小佐々地区、17. 江迎地区、18. 鹿町地区

3 応募方法

自薦または他薦（団体推薦または個人3名以上の連名による推薦）による。

※農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募できますが、兼務することはできません。

※農地利用最適化推進委員は複数の区域に応募することができます。

4 応募受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）

5 応募状況の公表について

応募状況について、中間経過及び最終結果を市ホームページで公表します。

6 選任方法

(1) 農業委員会の委員

佐世保市議会の同意を得て佐世保市長が任命します。

※ただし、法律の規定により、任命にあたっては次のような条件があります。

- ①認定農業者が過半を占めなければならない。
- ②農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を含めなければならない。
- ③年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(2) 農地利用最適化推進委員

佐世保市農業委員会が委嘱します。

7 職務内容

(1) 農業委員会の委員

- ・農業委員会総会への出席、審議等業務
- ・農地の権利移動や転用等に係る現地調査業務
- ・農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加など

(2) 農地利用最適化推進委員

- ・農業委員会総会に出席し、意見を述べる
- ・担当する区域内的の農地の権利移動や転用等に係る現地調査業務
- ・担当する区域内的の農地等の利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更に対して意見を述べる
- ・その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加など

8 任期

(1) 農業委員会の委員

3年間（令和8年7月20日から令和11年7月19日まで）

(2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日から令和11年7月19日まで

9 報酬等について

佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定による。

10 その他

農業委員会の委員、農地利用最適化推進委員の身分は、非常勤の特別職の公務員です。

秘密保持義務がありますので、職務上知り得た情報は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

11 問い合わせ・申込先

〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所10階

(1) 農業委員会の委員に関すること

農林水産部農政課 ☎ 0956-25-9246

(2) 農地利用最適化推進委員に関すること

農業委員会事務局 ☎ 0956-37-6114

令和七年度

市長への意見

農業委員会は、令和7年9月1日に宮島市長に対し意見書を提出し、その回答書を令和7年10月27日に受理しました。（詳細はHP参照）

1 農家の経営安定支援策について

【意見】

①『農家の所得向上対策』

永続的に営農を行い、後継者が引き継いでいける魅力ある農業にするため、農家の所得向上に向けた取り組みについての強化をお願いします。

②『直接支払による米作り経営の安定』

米農家の経営継続はもとより、食糧安保、食料自給率維持の観点からも、米の生産に対する直接支払い制度の導入について国や関係機関に対する強い働きかけをお願いします。

③『新規就農対策』

農家の所得向上対策など、後継者が農業を継ぎたいと思えるような環境を整備し、親元就農についても資金援助や技術支援が受けられるように奨励・促進をお願いします。

【回答要旨】

①ブランド化や施設利用型農業の高収益化などの事例を活かし、これからも生産者や関係機関と連携し、農家の所得向上に向けた取組みを推進してまいります。

②米価が下落した場合の対策として収入保険等のセーフティネットの活用を推進しておりますが、水田政策の抜本的見直しなど、今後も国の動向を注視してまいります。

③認定農業者の親元就農については国の事業活用が可能となりました。本市としても経営安定に繋がるよう新規就農支援を引き続き実施します。

2 営農環境の整備について

【意見】

①『スマート農業の普及促進』

農業の労働集約化を進めるため、スマート農業を普及促進していく必要がありますので、スマート農業への積極的な施策展開をお願いします。

②『農業用大型機械の更新』

農家の経費負担削減のため、大型機械のリース事業推進や地域における機械利用組合の設立支援など、シェアリングの仕組みの構築について検討をお願いします。

③『農地の災害復旧工事についての見直し』

災害復旧の対象外となる事例があり、復旧工事ができないのをきっかけに耕作を諦めてしまふ農家も少なくないとの批判もあります。農地に被害が及んだ場合は、条件にかかわらず応急的な復旧の実施について検討をお願いするとともに、農家負担の軽減についても検討をお願いします。

④『基盤整備地の経年劣化による補修』
排水管の経年劣化による漏水の影響で畦畔の

陥没等が生じていることから、基盤整備地においても営農を継続していくには適切な管理が必要です。補修に対する施策の実施をお願いします。

⑤『基盤整備が行われていない農地の石採り事業の新設』

基盤整備より少ない事業費で生産性を上げる方策として、農地の石採りを事業化する方法があります。農地の石を除去することにより作業効率を上げ機械の故障を防ぐことができるので、農地の石採り事業の実施をお願いします。

⑥『ため池栓の改良』

降雨時におけるため池栓の開閉作業を安全に行うため、木栓のため池栓について改良をお願いします。

【回答要旨】

①スマート機器導入促進とその支援など、今後積極的に取り組んでいきます。

②シェアリングは機械の使用時期が重なることから難しいと考えます。大型機械の更新に関しては、機会をとらえて国等に支援の必要性について働きかけを行っていきます。

③災害復旧工事の対象となるためには国の要件を満たす必要がありますが、公共性のある施設については市が対応できるケースもありますので市へご連絡ください。受益者負担が大きい場合、災害復旧を断念される方がいらっしゃることは承知していますが、農地は個人財産であることから、受益者負担の必要性についてはご理解ください。

④ 干がい施設の改良等についての

助成、営農団体への施工に必要な原材料支給など支援を行っていますので、制度をご活用ください。

⑤ 個人所有地に対する支援は公共性などの観点から市での実施は困難だと考えております。

⑥ 干がい施設の改良等についての支援制度をご活用ください。

3 農業経営基盤強化促進法(基盤法)による権利移転手続き終了に伴う代替制度の導入について

【意見】

① 中間管理事業法による賃借においても経過措置として認定農業者に対する助成制度が実施されることになりましたが、受け手のインセンティブとして機能するよう、農地の借受けに対する助成制度の継続的な支援をお願いします。

② 嘱託登記廃止により登記費用負担が生じたため、認定農業者に対する費用負担補助制度の検討をお願いします。

【回答要旨】

① 令和7年度から令和9年度までの3年間限定で実施します。

② 登記は農業分野に限られたことではないため助成を行うことは困難ですのでご理解ください。

4 有害鳥獣対策における修理用のワイヤーメッシュの補給について

【意見】

① 修理用のワイヤーメッシュの補給をお願いします

ます。

② メッシュ周りの電柵設置はかなり有効であるため、補助対象とすることについて検討をお願いします。

【回答要旨】

① ワイヤーメッシュの補修については、受益者または使用者の方でのご対応をお願いします。

② 国庫補助金の仕組み上、ワイヤーメッシュ柵と電気柵を二重に配付することは認められていませんのでご理解ください。

5 地域計画をめぐる現状と課題、中山間地域の振興策について

【意見】

中山間地域を多く抱える本市においては、担い手への農地集約は難しいため、地域計画の農用地から除外し、粗放的な土地利用を行う土地利用構想の策定を促すなど、地域の実情に応じた対策を講じることについて検討をお願いします。

【回答要旨】

地域計画の見直しにあたって、地域の意向を踏まえ、粗放的な土地利用も視野に入れ、中山間地域の実情に合った地域計画のブラッシュアップを図ってまいります。

6 交付金関係

【意見】

国・県からの交付額が減額されたことにより、農業委員会の活動並びに市の農業施策のための事業実施にも支障が出ていることから、事業を行うのに十分な額が交付されるよう国・

県への働きかけをお願いします。

【回答要旨】

市としましても、引き続き事業実施に必要な交付金を確保するため、必要に応じて国や県に働きかけを行ってまいります。

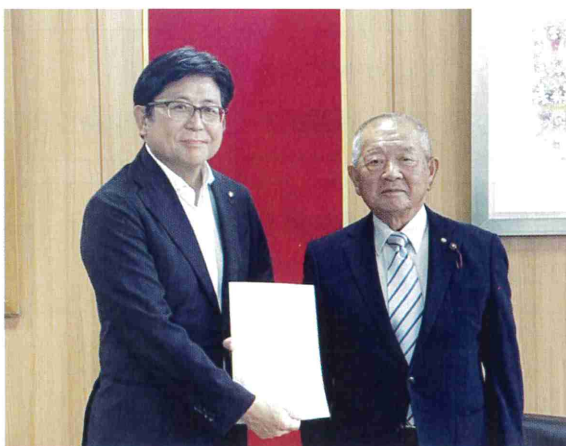
7 国土調査(地籍調査)の早期実現について

【意見】

農村地域の地籍調査についても積極的な推進をお願いします。

【回答要旨】

国の方針に基づき、継続して市街地を中心に実施しているところですが、農村地域の一部についても着手しています。今後も、計画的に事業推進を図ってまいります。



Uターンで就農

～多肉の愛らしさに魅せられて～

宮地区

今回は令和6年に宮地区で新規就農された、徳淵 舞さんをご紹介します。

栃木県の一般企業で施設野菜や多肉植物の生産に携わることで、多肉植物の魅力にふれ、故郷の佐世保市でUターン就農されました。就農に当たって初期投資や販売先に不安がある中、ハウス7戸を借受けて、エケベリアやセダムといった多肉植物300種類の生産を開始しました。

エケベリアやセダムはベンケイソウ科の多肉植物の総称で種類の数千種類とも言われ、女性を中心に愛らしいフォルムと育てやすさで人気のある植物となっています。

「多肉植物栽培には特性を知ることが大事で、けなげでプニプニした葉は乾燥に適応した形状となっており、水やりよりも光と温度の管理が重要」、「現場でしかわからない事も多く、栃木県と栽培環境が違うことから、特に夏場の日々の管理を頑張らないといけない」と多肉植物を手に取り苦労を語っておられました。

また、SNSを活用し、販売や生育情報を発信するなど、購入された方や多肉植物生産者と幅広くつながることができ、「購入された方の顔が見えて生産者として励み



(久野孝典委員取材)

になっていきます。これからもニーズに応える工夫や挑戦を重ね技術向上させていきたい」と話されました。

最後に、今後の目標や展望を伺ったところ、「多肉植物の品種を増やすためにも面積を3倍の21戸まで拡大して行き、生産面を安定させ、数を多く出荷できるように販売ルートを確認したい。またハウスの一部を利用し展示販売ができるようにしていきたい」とのことと、明確に目標を定めて取り組んでいく姿勢に今後ますますのご活躍が期待されます。

取材にご対応いただきありがとうございます。

全国農業新聞



全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会ネットワークが発行する農業総合専門紙です。「週刊」という1週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。

- 発行日……毎週金曜日
- 購読料……1ヶ月 700円
- 申込み……農業委員会事務局または地区の農業委員、推進委員へ



農政ニュース・解説等

1週間の農政ニュース、農業情勢をまとめてチェックできます。日本で唯一の農地制度の専門紙ならではの視点で、話題のトピックを解説します。

経営・技術・流通

よりよい経営のヒントや優良事例、特長ある農業技術や最新情報、流通のトレンドなど、農業現場に役立つ旬の情報をお届けします。

地方版

身近な地域の話など、地域密着の記事も充実。

その他、食、健康、くらしなど女性にも満足いただけるような記事も満載！

～農家としての決意～

中里地区

今回は、上本山町の坂井祐弥さん(35才)をご紹介します。

祐弥さんは長崎の造船所にお勤めでしたが、お父様からの熱心な勧めにより約4年前に就農を決意されたとのことでした。

就農するまでは、たまに出荷作業の手伝いをする程度の経験しかなく、まさに畑違いの職種からではありましたが、お父様からの教えと先輩農家のアドバイスを受けて、試行錯誤されながら日々努力されています。

現在の主な作物は、約40坪のハウスで、野菜(きゅうり、ゴーヤ、ミニトマト)と花き(スターチス、ストック)を栽培されており、収穫した野菜などについては、直売所やスーパーなどに定期的に卸しているとのことでした。

6人のお子さまの父親でもある祐弥さんは、日ごろからお子さまの習い事やイベントにも積極的に参加するなど、父親としても奮闘されています。

就農当初は、少しの油断で病害虫の被害をだしてしまうなど、失敗もあったそうですが、最近お父様から仕事を任せられるようになり、



(辻 茂樹委員取材)

自分の力が試されていると穏やかに意気込みを語っておられました。全く違う職種からの就農でしたが、「農業は大変なこともあるが、やりがいがあり毎日が充実していて楽しい、今は父親が大切にしてくれた農地を守りながら、ゆくゆくは規模拡大も視野にいれ、その中で新しい品目に挑戦するなど、自分なりの色を出していければ」と語られました。今後のご活躍が大変楽しみです。

この度は取材をお受けいただきありがとうございました。

家族経営協定をご存知ですか？

魅力的な農業経営は
家族内の話し合いから

経営方針などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなで作る共同経営(パートナーシップ経営)を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

家族経営協定が目指すもの

① 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

② 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

③ 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

【制度上のメリット】

○認定農業者の共同申請

農業経営への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦や親子での認定農業者の共同申請が認められます。

○農業者年金の保険料助成(国庫補助)

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結している場合、配偶者や後継者に対しては基本保険料(20,000円)のうち一定割合の国庫補助があります。

農地に関する手続きについて

農地転用について

農地転用とは、「農地を農地以外にすること」であり、住宅、資材置場、駐車場、道路などの用地にすることです。

農地転用する場合は、事前に、長崎県知事の許可を受ける必要があります。市街化区域の場合は、農業委員会への届出が必要です。

自己の農地に、耕作道路を整備するなど、許可が不要な場合もありますが、この場合は農業委員会への報告をお願いします。

農地改良について

農地改良とは、農業経営の合理化と農地の有効利用を図る目的で、耕地改良、田畑転換、畑地嵩上げ等を行うことです。

農地改良を行う場合、事前の届出が必要のため、農業委員会へお問い合わせください。

また、盛土規制法の対象となる場合がありますので、開発指導室への事前確認も必要となります。

※無断で農地に盛土等を行った場合、農地法及び盛土規制法違反となる恐れがありますのでご注意ください

農地の権利設定・権利の移転について

農地の貸借や売買は、その農地が相応しい農業者に耕作されるようにするために、農地法により規制がかけられています。

農地の権利設定等については、必ず法的な手続き（農地中間管理事業の活用、農地法第3条許可）をお願いいたします。

非農地通知について

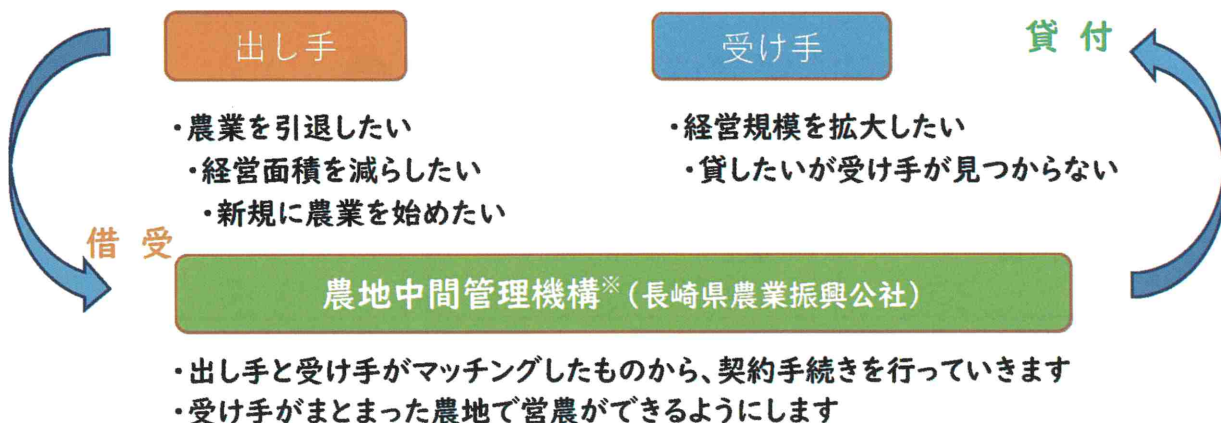
農地の利用状況調査において、次の基準に該当するものに対して、非農地通知を発出しております。

○農地として利用するには相当の物理的な条件整備が必要で、基盤整備等が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するもの。
ア その土地が既に森林の様相を呈しているなど、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

右記基準に該当するものについて、土地所有者等からの申し出があった場合は、非農地通知の発出を行っていますのでご相談ください。

農地中間管理事業（機構）による貸し借りについて



※農地中間管理機構とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるための、農地の中間的受け皿となる組織です。

（お問い合わせ先：佐世保市農政課）

遊休農地への対応について（農地利用状況調査及び意向調査）

農地利用状況調査とは

農地法に基づき毎年1回、管内の全農地の利用状況を確認・把握する調査です。

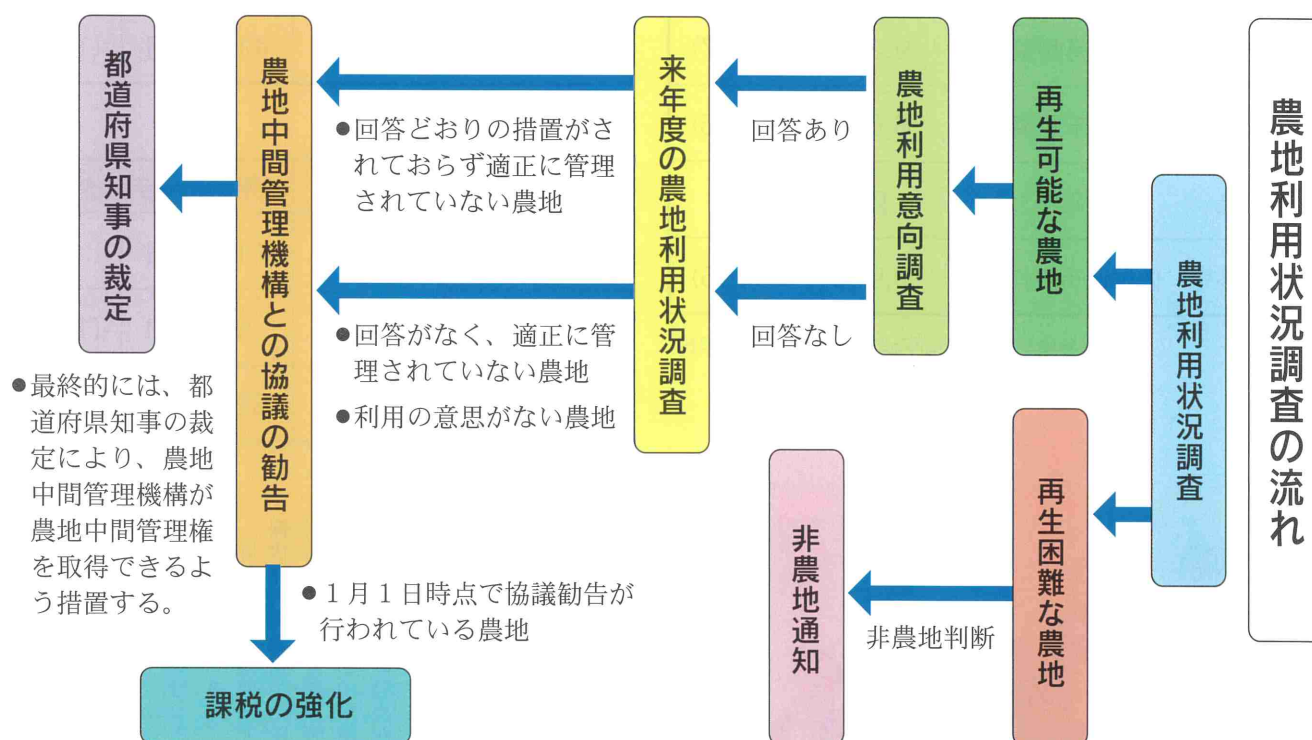
『地域の農地利用の確認』『遊休農地の実態把握と発生防止・解消』『違反転用発生防止・早期発見』など、管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的として、各地区の農業委員・推進委員が調査を行っています。

農地利用意向調査とは

農地利用状況調査により判明した遊休農地（雑草が繁茂している等、荒れているが利用可能な農地）について、所有者に対して今後の利用の意向を確認する調査です。

『農地中間管理機構を利用する』『自ら賃貸借・売却する相手を探す』『自ら耕作する』などの意向を確認し、遊休農地の発生防止や解消及び農地の有効利用の促進を図ることを目的として、対象者へ直接調査票を送付し調査を行っています。

本調査が届いている場合で、まだ回答されていない方や回答内容どおりの措置をなされていない方（農地中間管理機構を利用すると回答された方以外）は、速やかに対応いただくようお願いいたします。



☆遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、隣接の住民や農地へ悪影響を及ぼしますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

☆農地の貸付等を希望される場合は、各地区農業委員・推進委員または農地中間管理機構（市農政課）・農業委員会事務局までご相談ください。

◆認定農業者農地集積助成金（農地中間管理事業）

詳しくは農政課までお尋ねください。

【目 的】 認定農業者の経営規模維持、遊休農地発生防止（経過措置）	
【対 象 者】 市内に住所を有する認定農業者で「農地中間管理事業の推進に関する法律」による賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者	
【交付条件】 ①賃借権又は使用貸借による権利の設定（再設定のみ。新規に追加された農地は対象外） ②賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける農地が佐世保市内かつ農振地域内 ③対象農地につき1回のみ交付 ④12月までに申請手続きを終えたものかつ、2月までに県知事の認可を受けたもの	
【助 成 額】	【再設定】 農地 10㍻当たり 2,000円 ※助成額の上限 年間 500,000円

※認定農業者農地集積助成金は、令和6年度まで「農業経営基盤強化促進法」により農地を借り受けた認定農業者に対して交付していましたが、同法による貸借の制度が終了したため、「農地中間管理事業」により農地を借り受けた認定農業者に対して交付されることになりました。

◆令和6年 農地の賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結（公告）された賃借における賃借料（10㍻あたり）は、以下のとおりとなっています。農地の賃借料を決める際の参考としてご利用ください。

▼田（水稻）

地 域 名		平均額（データ数）	
旧佐世保市	基盤整備地	11,000円	(96)
	未整備地	9,200円	(17)
吉井・世知原 小佐々 江迎・鹿町	基盤整備地	9,200円	(27)
	未整備地	6,600円	(25)
宇久	全域	賃借実績なし	
（参考）佐世保市平均		9,900円	(165)

※（参考）佐世保市平均については加重平均

▼畑（飼料作物）

地 域 名		平均額（データ数）	
宇久以外	全域	9,800円	(43)
宇久	全域	60,500円	(69)
（参考）佐世保市平均		41,000円	(112)

▼畑（その他）

利用目的		平均額（データ数）	
普通畑	市全域	11,200円	(18)
樹園地		9,000円	(151)
ハウス		62,000円	(15)

編集後記

新年明けましておめでとうございませ
ここに、第28号「させば農業委員会だ
より」をお届けすることができました。
昨年を振り返りますと、長引く猛暑、
線状降水帯の発生に伴う各地における豪
雨被害などの自然災害への対応、また、
いわゆる「令和の米騒動」により農業に
関する様々な問題点が浮き彫りとなつた
一年であつたように思います。

第25期委員の任期もあとわずかとなり
ましたが、今後も、委員一同協力して農
業の発展に精一杯尽力させていただく所
存ですので、本年もよろしく願ひいた
します。



（広報班 一同）